

令和7年度(2025年度)第1回鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会 要旨

1 開催日時

令和7年(2025年)7月25日(金) 午後6時30分から午後8時00分まで

2 開催方法

対面形式

3 出席委員(会長◎ 副会長○) ※資料1「鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会委員名簿」参照

◎行實委員、○徳永委員、小紫委員、萩原委員、堀ノ内委員

4 会議次第

(1) 報告事項

ア 令和6年度障害者雇用対策事業の実績報告について

イ 令和7年度障害者雇用対策事業の予定について

(2) 情報提供

ア ワークステーション会計年度事務職員採用選考について

イ 市役所における障害者雇用の状況について

(3) 協議事項

本市の障害者雇用対策事業の今後の方向性について

(4) その他の事項

次回のスケジュールについて

5 配付資料

(1) (資料1) 鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会委員名簿

(2) (資料2) 令和6年度鎌倉市障害者雇用対策事業実施状況

(3) (資料3) 令和7年度鎌倉市障害者雇用対策事業の概要について

(4) (資料4) ワークステーション会計年度事務職員採用選考案内

(5) (資料5) 本市の障害者雇用の現状について

6 会議要旨

(1) 報告事項

ア 令和6年度障害者雇用対策事業の実績報告について

資料2「令和6年度鎌倉市障害者雇用対策事業実施状況」に基づき、令和6年度の障害者雇用対策事業の実施状況について事務局が報告を行った。

イ 令和7年度障害者雇用対策事業の予定について

資料3「令和7年度鎌倉市障害者雇用対策事業の概要について」に基づき、令和7年度の雇用対策事業の概要について事務局が説明を行った。

(2) 情報提供

ア ワークステーション会計年度事務職員採用選考について

資料4「ワークステーション会計年度事務職員採用選考案内」に基づき、8月に実施予定のワークステーション会計年度事務職員採用選考について事務局が説明を行った。

イ 市役所における障害者雇用の状況について

資料5「本市の障害者雇用の現状について」に基づき、市役所における障害者雇用の状況について事務局が説明を行った。

【委員からの主な質問・意見等】

- ・ワークステーションの募集について、いつもどのくらい応募があるのか。
→募集の時期によってまちまちで、前回の令和6年4月採用の選考の際は、要件の緩和もあったことから、20人近くの方から応募があり、倍率も高かったが、それ以前は募集人数と同程度の人数からの応募が多かった。
- ・ワークステーション会計年度事務職員の任期はどのくらいなのか。
→一般就労へのステップアップの場という位置づけであるため、最大3年間としている。3年経過後は、再度選考を受けて合格した場合、再任用が可能である。
- ・ワークステーションから一般就労に向けた支援はあるのか。
→ワークステーション会計年度事務職員として採用された方は、原則として二千人雇用センターに登録をさせていただいており、定着支援にも入っている。ワークステーションから一般就労に向けた就職活動の支援についても、二千人雇用センターで行っている。

(3) 協議事項

「本市の障害者雇用対策事業の今後の方向性について」

平成30年度から実施している「障害者二千人雇用事業」は、令和5年度に目標の就労者数を達成し、現在まで事業を継続している。事業に取り組む中で、障害者手帳を取得していない人や、就労定着に課題のある人への支援が課題として可視化されつつあり、支援対象者の拡大や、関係機関との連携強化について検討していく必要がある。また、「障害者二千人雇用センター」の名称について、利用のハードルを下げるための方策として、より親しみやすい名称への変更等について検討したい。

【委員からの主な意見等】

- ・障害者手帳を持っていない状態でも障害者二千人雇用センターには登録できるが、本人が障害者手帳を取得しない限り、特例子会社や障害者雇用枠には応募できないため、一般枠での就職を目指していくことになる。本人が納得できるか、障害受容ができるかという点が肝要となると思う。
- ・障害者二千人雇用センターを親しみやすい名称に変更するというのは、従来の「障害者」には当てはまらない方の利用も進めていくようなイメージなのか。
→(事務局)障害者手帳を持っていなくても利用できるということを名称から示したいという意図である。名称変更の懸念点としては、名称を柔らかくして対象を広げることで、逆

に、手帳を持っていない方ばかりになってしまう可能性があるという点である。支援の対象者の定義を明確にする必要がある。

- ・支援の対象者の定義について、支援なしには働けない状態ということを示すものとして、病名と医師の診断書が一つの判断材料になるのではないと思う。対象者のベースとしては、障害者手帳所持者かそれに準ずる人でないと、収拾がつかなくなってしまうのではないと思う。

- ・法定雇用率も上がり、精神障害者の短時間労働も雇用率に算定されるようになっている中で、毎年障害者手帳所持者数も増えているのであれば、障害者の雇用を広げていくというところにさらに力を入れて取り組むことも一つではないかと考える。

- ・「雇用」の方に流れができて一方、一般就労には及ばないが、B型事業所等で自分のペースで働くことを望む方もいる。福祉的就労であっても、本人にとっては社会に出て「働いている」という実感を持つことができているため、一般就労に向けた支援も大切ではあるが、支援者としては、まずは現状を充実させていきたいと考えている。

→近年、支援学校の生徒の間でも、雇用ではなく福祉でいい、というような傾向があり、働く準備ができてない生徒や、働く喜びのようなものがわからない生徒もいる。自分が社会と繋がっているということを感じられるような経験ができると良いのではないかと感じている。

- ・特例子会社にできることとして、本人の希望で障害者手帳は取っていないという方についても、実習を受け入れることを検討している。そういった方でも、障害のある社員と一緒に実習することによって、働くことのイメージが付き、障害者手帳の取得に向かう可能性があると考えられる。

→就労準備という観点で、総合支援法という就労移行支援のような役割の部分についても考えていく必要がある。また、仕事とは何なのかというところから一緒に考えていくことも必要である。

- ・障害者二千人雇用センターの名称について、公募をすることで、市民に障害者の雇用について意識してもらう一つのきっかけになると思う。また、公募の際に、支援対象者についてあわせて周知することで、自分も対象かもしれないと思う人が出てくる可能性もあると思う。

- ・公募で集まった案について、この協議会で選定・検討することで、協議会の意義も深まると考えられる。

(4) その他の事項

次回の協議会は来年の1月頃で、昼間の時間帯での開催を予定していることを事務局が説明し、委員の承諾を得た。